付 議 第 13 号

高知県立中学校学則の一部を改正する規則議案

高知県立中学校学則(13年高知県教育委員会規則第9号)の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県立中学校学則の一部を改正する規則

高知県立中学校学則 (平成13年高知県教育委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

第1条中「学則について、」を「学則として」に改める。

第4条及び第5条第2項第2号中「翌年3月31日」を「翌年の 3月31日」に改める。

第6条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条」に改め、同項第4号中「4月6日」を「同月6日」に改め、同項第6号中「翌年1月7日」を「翌年の1月7日」に改め、同項第7号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同条第4項中「学校」を「中学校」に、「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上 必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を 行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業 日とみなす。

第7条中「休業日を」を「休業日とを」に改める。

第10条及び第11条第1項中「認定する」を「認定するものとする」に改める。

第12条中「授与する」を「授与するものとする」に改める。

第13条中「の定めるところ」を「に定めるところ」に改める。

第14条第1項中「許可を」を「、その許可を」に改める。

第15条第1項中「転学又は退学しようとする」を「転学し、又は退学しようとする」に改め、同条第3項中「在学証明書」を「、在学証明書」に改める。

第17条中「学校設備等を損傷又は亡失した」を「中学校の設備等を損傷し、又は亡失した」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立中学校学則の一部を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的及び内容

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、高知県立中学校において、生徒たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、土曜日等に授業を実施することが可能である旨を明確化するために、高知県立中学校学則の一部を改正するものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日とする。

新

旧

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 学年、学期及び休業日(第4条-第8条)

第3章 教育課程等(第9条-第12条)

第4章 入学、転学等(第13条-第15条)

第5章 費用徴収(第16条・第17条)

第6章 賞罰(第18条・第19条)

第7章 寄宿舎(第20条)

附則

高知県立中学校学則(抜粋)

本則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和35年高知県教育委員会規則第8号)第1条第2項の規定に基づき、高知県立中学校(以下「中学校」という。)の<u>学則として</u>必要な事項を定めるものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 中学校の学年は、4月1日から始まり、<u>翌年の3月31日</u>に終わる。

(学期)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらか

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 学年、学期及び休業日(第4条-第8条)

第3章 教育課程等(第9条-第12条)

第4章 入学、転学等(第13条-第15条)

第5章 費用徵収(第16条·第17条)

第6章 賞罰(第18条・第19条)

第7章 寄宿舎(第20条)

附則

高知県立中学校学則(抜粋)

本則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和35年高知県教育委員会規則第8号)第1条第2項の規定に基づき、高知県立中学校(以下「中学校」という。)の学則について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 中学校の学年は、4月1日から始まり、<u>翌年3月31日</u>に終わる。

(学期)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらか

じめ高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出て、次の2学期とすることができる。

- (1) 略
- (2) 後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

- 第6条 中学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条</u>に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 土曜日
 - (4) 学年始休業日 4月1日から同月6日までの6日間
 - (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの42日間
 - (6) 冬季休業日 12月26日から翌年の1月7日までの13日間
 - (7) 学年末休業日 3月25日から同月31日までの7日間
- 2 校長は、教育上必要があるときは、前項第4号から第7号までの規定 にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、当該各号の休業日に ついて、当該各号の休業日の期間を合算した日数の範囲内で、その時期 を変更し、又はその期間を増減することができる。
- 3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。
- 4 第1項第4号から第7号まで<u>に掲げる休業日</u>において特別の必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。
- 5 前条第2項の規定による<u>中学校</u>にあっては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、第1項第4号から第7号まで<u>に掲げる休業日</u>の期間を合算した日数の範囲内で、別に秋季休業日を置くことができる。 (繰替授業)

じめ高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出て、次の2学期とすることができる。

- (1) 略
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで (休業日)
- 第6条 中学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 土曜日
 - (4) 学年始休業日 4月1日から4月6日までの6日間
 - (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの42日間
 - (6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日までの13日間
 - (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日までの7日間
- 2 校長は、教育上必要があるときは、前項第4号から第7号までの規定 にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、当該各号の休業日に ついて、当該各号の休業日の期間を合算した日数の範囲内で、その時期 を変更し、又はその期間を増減することができる。
- 3 第1項第4号から第7号まで<u>の休業日</u>において特別の必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。
- 4 前条第2項の規定による<u>学校</u>にあっては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、第1項第4号から第7号まで<u>の休業日</u>の期間を合算した日数の範囲内で、別に秋季休業日を置くことができる。

(繰替授業)

第7条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と<u>休業日とを</u>繰り替えることができる。

第3章 教育課程等

(学年の課程の修了)

第10条 校長は、生徒の平素の成績を評価して、中学校の学年の課程の 修了を認定するものとする。

(全課程の修了)

第11条 校長は、生徒が中学校の全課程を修了したと認められるときは、卒業を認定するものとする。

2 略

(卒業証書)

第12条 校長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対して、 卒業証書(別記第1号様式又は別記第2号様式)を授与するものとする。

第4章 入学、転学等

(入学)

第13条 中学校に入学を希望する者の出願資格、入学定員、出願手続その他入学者の選抜に関する事項は、高知県立中学校入学志願者取扱要項に定めるところによる。

(編入学)

第14条 中学校に編入学を希望する者は、保護者と連署した編入学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 略

(転学等)

第15条 生徒が<u>転学し、又は退学しようとする</u>ときは、保護者と連署した転学許可願又は退学許可願にその理由を記載して、校長に提出しなければならない。

第7条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と<u>休業日を</u>繰り替えることができる。

第3章 教育課程等

(学年の課程の修了)

第10条 校長は、生徒の平素の成績を評価して、中学校の学年の課程の 修了を認定する。

(全課程の修了)

第11条 校長は、生徒が中学校の全課程を修了したと認められるときは、卒業を認定する。

2 略

(卒業証書)

第12条 校長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対して、 卒業証書(別記第1号様式又は別記第2号様式)を授与する。

第4章 入学、転学等

(入学)

第13条 中学校に入学を希望する者の出願資格、入学定員、出願手続その他入学者の選抜に関する事項は、高知県立中学校入学志願者取扱要項の定めるところによる。

(編入学)

第14条 中学校に編入学を希望する者は、保護者と連署した編入学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

2 略

(転学等)

第15条 生徒が<u>転学又は退学しようとする</u>ときは、保護者と連署した転 学許可願又は退学許可願にその理由を記載して、校長に提出しなければ ならない。

2 略

3 校長は、生徒が転学した場合は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条第3項の規定によるもののほか、在学証明書、転学生徒教科用図書給与証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

第5章 費用徴収

(弁償)

第17条 校長は、生徒が故意又は過失により<u>中学校の設備等を損傷し、</u> 又は亡失したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

2 略

3 校長は、生徒が転学した場合は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条第3項の規定によるもののほか<u>在学証明書</u>、転学生徒教科用図書給与証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

第5章 費用徴収

(弁償)

第17条 校長は、生徒が故意又は過失により<u>学校設備等を損傷又は亡失</u> したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の 一部改正について

1. 改正の背景・趣旨

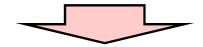
- 土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、 土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育 法施行規則を改正。(平成25年11月29日公布・施行)

2. 主な改正内容

【改正前】

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下の通り規定。
 - ■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に 掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。
 - 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日 (※中学校、高等学校等においても同様)

【改正後】



- 公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。
 - ■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に 掲げる日を除き、<u>当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認</u> める場合は、この限りでない。

一~三 (略)

(※中学校、高等学校等においても同様)

土曜授業の教育活動の推進について(高知県立中学校)

「土曜授業」とは、生徒の代休日を設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものを指すこととします。また、「土曜日等」とは、土曜日・日曜日・祝日を指すこととします。

参考資料 4

土曜日の状況

	土曜日の状況
高知県立安芸中学校	・ 2学期以降、毎週3時間(50分×3時間)、全員参加の補習を
	実施。(5教科をローテで回している)
高知県立高知南中学校	・ 学校行事(PTA総会、文化祭等)が入っている場合もあるが、
	主に部活動に充てている。
	・ 資格取得(英検等)の希望受験、生徒会活動が入る場合がある。
高知県立中村中学校	・ 部活動、対外試合、模擬試験等に活用している。

中学校において充実していくべき教育内容

- ① 確かな学力の定着を図るための教育課程に位置付けられた授業を実施する。
- ② 合唱コンクールや保護者参観日などの公開性が高い事業、外部人材を活用した講演会等、学校週5日制の趣旨に沿った、地域との連携を重視した行事や活動を取り入れる。
- ③ 本県の将来を担う生徒が学んでおくべき教育内容(防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育など)を充実する。
- ④ 変化の激しい現代社会の中で生徒が自立して健全な社会生活を送るために社会からの要請されている教育内容(食育、情報モラル教育、金銭教育、消費者教育、法教育、著作権教育など)を取り入れる。

土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子どもたちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。 (平成25年11月29日公布・施行)

主な改正内容

[改正前]

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、<u>特別の必要がある</u>場合はこの限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

(※中学校、高等学校等においても同様)

[改正後]

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、<u>当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合はこの限りではない。</u>

一~三(略)

(※中学校、高等学校等においても同様)

土曜授実施の考え方

中高一貫教育校の趣旨・目的

中高一貫教育校は、中高6年間の一貫した教育活動によって、生徒の個性や創造性をより伸ばすことを目的とした学校である。中高一貫教育校では、6年間の計画的・継続的な教育活動を展開する中で、生徒一人一人の職業観、勤労観を育てるキャリア学習にポイントを置いた「総合的な学習の時間」の実践や、継続的な部活動などを通じて、生徒一人一人の個性や能力を伸長させている。

高知県教育委員会の考え方

- ① 本県の将来を担う生徒が学んでおくべき教育内容 (防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育など) を充実する。
- ② 変化の激しい現代社会の中で生徒が自立して健全な社会生活を送るために社会からの要請されている教育内容(食育、情報モラル教育、金銭教育、消費者教育、法教育、著作権教育など)を取り入れる。

高知県立中学校の土曜授業の考え方

- ① 県立中学校では、6年間という長いスパンを生かした指導計画を立て、学校の特性を生かした取組のため 土曜日を活用している。成果も出ており、自由度をも たせた現在の取組は非常に有効である。
- ② 左記①、②の教育内容については、6年間という長いスパンを生かした各教科等の指導内容に盛り込むことで対応することができる。
- ③ 一方で、②を充実させるためには、土曜授業の活 用は有効である

高知県立中学校においても土曜日の授業が可能となるよう明確化

土曜授業の実施に係る高知県立中学校学則の一部改正について(案)

高知県立中学校学則(抜粋)

本則

(休業日) 第6条 略

2 略

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

<u>4</u> 略

5 略

実施上の留意点等

- ① 土曜日等に授業を実施する場合の内容や頻度等については、土曜日等の教育、スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情、生徒の負担等も踏まえること。
- ② 地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験をもつ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、 土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うこと。

(例:公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動)

- ③ 土曜日等に授業を実施する場合には、保護者や関係機関等の協力を得ながら、生徒の登下校時の安全確保について適切な対応を図ること。
- ④ 土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日の振替等を確実に行うなど適切に対応すること。

この場合、振替等をすることができる期間については、前4週間後16週間とする。

今後の取り組み

- ① 本県の教育課題に対応した教育内容、社会的な要請のある教育内容を精選する。(例:○○教育については必ず 実施など)
- ② ①について、6年間を見通したシラバスを作成する。その際、高等学校から入学してきた生徒への配慮が必要である。
- ③ 取組に当たっては、高等学校と合同で行うことが多く、土曜日や長期休業中など、各校の実態に応じて、より効果があがるよう努める。